

避難行動要支援者名簿の

更新および登録について

一町では、災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難するために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として名簿に登録しています。

年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

登録の対象となる方

以下の①～⑥の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみ世帯
- ③ 要介護3以上の認定を受けている要介護者
- ④ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥ その他、支援を必要としている方



区長を通じて、「避難行動要支援者登録票」を配布しますので、内容をご確認いただき、変更がある方は区長にご提出をお願い致します。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受付けています。

※登録の際、登録票に『避難支援者』を記載する欄がありますが、実際に避難支援が可能な方の記載をお願いします。

※名簿は、町、区、民生委員、町社会福祉協議会、消防署、警察他、避難支援に関わる関係機関で平常時から情報を共有し、災害時に利用します。

問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険料は介護保険制度を維持する上で大切な財源です。保険料を納めない状態が続くと、滞納期間に応じて保険給付を制限する措置が取られます。その結果、介護が必要になったときに、ご自身やご家族の金銭的負担が増大する場合があります。

介護保険料を滞納すると…

(例) 老人ホーム入所で毎月の施設費が25万円の場合、介護保険料に2年以上未納がある方と未納がない方の自己負担額の比較 (通常の負担割合が1割の方の場合)

| 保険料の支払い状況 | 保険料の未納がない場合 | 保険料の未納がある場合 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 自己負担額(月額) | 25,000円(25万の1割) | 75,000円(25万の3割) |

問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

Aーオンデマンドバス 南越前町らくらくおでかけバス

らくらくおでかけバスの運行が開始し、現在、400人以上の方が会員として登録されています。利用された方からは、「外出がしやすくなった」、「ぜひ継続して利用したい。」との声をいただいています。

まずは利用してみて、利用の仕方に慣れることが大切です。まだ利用されたことがない方や、いつも住民利用バス(路線バス)に乗車されている方も、ぜひ一度ご利用ください。



◎らくらくおでかけバスはここがらくらく!!

- ◆ 外出したい時間に合わせて乗れるから便利!
- ◆ 電話受付の対応も優しくて予約もかんたん!
- ◆ 乗り継ぎなしで町内のバス停ならどこでも行ける!
- ◆ 一人の予約でも複数人の予約でも利用ができる!



《らくらくおでかけバス 停留所追加のお知らせ》

2月24日(金)より、新たに次の停留所を追加しました。

- ・191 湯尾稲荷

問合せ 観光まちづくり課 ☎0778-47-8013

